明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三〇六）　二

〔告　示〕

○原動機を用いる軽車両の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**四三）　二
○原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件（**同**四四）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四五）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四六）　三
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和四年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（**総務**三一八）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**一七四、一七五）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**二八七）　五
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十二条第一項の区域を告示する件（**農林水産**一四一六）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**九九六）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**九九七、九九八）　六
○富士箱根伊豆国立公園の公園区域を変更する件（**環境**六八）　六
○富士箱根伊豆国立公園の公園計画を変更する件（**同**六九）　六
○富士箱根伊豆国立公園の特別地域の区域を変更する件（**同**七〇）　七
○富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（**同**七一）　七
○富士箱根伊豆国立公園の海域公園地区の区域を変更する件（**同**七二）　七
○国立公園の公園事業を決定する件（**同**七三）　八
○国立公園の公園事業を変更する件（**同**七四）　八
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**防衛**二三一）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**九二）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇一）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**一四一）　八

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　九

〔人事異動〕

国家試験　九

〔皇室事項〕

第十八回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）　九

〔官庁報告〕

諸事項　九

〔公　告〕

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第三条第二項の規定、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三〇六号）（内閣府本府）

1　令和四年七月一四日から同月二〇日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

㈡　宮城県宮城郡松島町及び熊本県球磨郡球磨村の区域に係る激甚災害について農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。